

## 公共機関からの受託業務等に係る人件費単価規定について

### 第1条 目的

この規定は、弊法人が公共機関から受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という）の実施に必要な経費の見積もりに適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 労務費

受託等事業の実施に必要な経費の見積もりは、この規定に定める基準を上限に計算するものとする。ただし、当該受託等事業を受託又は発注する者の事情により、この規定に基づき見積もる額により契約を締結することができない場合、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。

### 第3条 その他の経費

労務費のほか、旅費、物品費、その他受託等事業の実施に必要な経費については、原則、予想される、実費により計算する。

### 第4条 協議

この規定で定められていない事項については、協議を行い取締役会の承認により定める。

### 第5条 制定・改廃

この規定の制定および改廃は、理事会の承認によるものとする。

標準業務に関する人件費単価については、それぞれの職務区分に応じて、以下の通り基準日額および基準時間単価をもって定める。

人件費単価基準（単位：円、税抜き）

区分	基準日額	基準時間単価	職務内容など
代表理事	28,000	3,500	全ての業務の指示、管理を行い、最終的な責任を負う。
マネージャー	20,000	2,500	上席者の包括的指示のもと、担当業務のリーダーとして業務にあたる。
シニアスタッフ	12,000	1,500	上席者の指揮及び指示のもと、業務を実施する。
スタッフ	9,200	1,150	上席者の指揮及び指示のもと、業務に関する軽作業を実施する。

※基準日額の稼働時間は8時間を想定している（移動時間等含む）。

※基準日額及び基準時間単価は標準業務単価であり、実際の業務量及び難易度等を勘案して増減する場合がある。

以上

一般社団法人 Spice  
代表理事 郡司日奈乃